

低濃度PCB廃棄物の共同回収に参加される保管事業者を募集します！

処分期限が『令和9年3月31日』に迫っています。この機会と一緒に処理しませんか。

対象者

(沖縄県内で低濃度PCB廃棄物を保管している事業者)
①法人 ②個人事業主 ③地方公共団体等

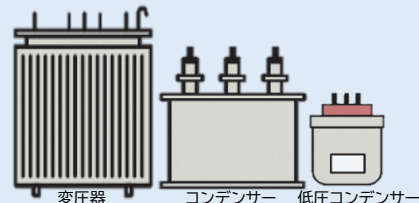
回収時期

令和8年1月～3月(予定)

申込期限

令和7年11月7日(金)

低濃度PCB廃棄物の例



出典:環境省環境再生・資源循環局/パンフレット
「調べて適切に処分！低濃度PCB廃棄物」

【期待されるメリット・効果】

- ① 共同で収集・運搬することで、個別に処分するのに比べ処理に係る費用の軽減が見込まれます※1。
- ② 選定業者が回収(収集・運搬、処分)を行うため、自ら収集運搬業者や処分業者を探す必要はありません※2。
- ③ 国(環境省)が中小企業・個人を対象に実施する『低濃度PCB廃棄物の分析・運搬・処分費用に対する助成金』の申請も可能です。(補助を活用することで、収集運搬費用と処分費用の軽減が期待できます。)*3

※1 所有している低濃度PCB廃棄物の種類や大きさ、個数によっては十分な費用抑制効果を得られない場合があります。

※2 収集運搬業者・処分業者の指定はできません。

※3 事前申請が必要です。助成対象者や申請方法など、詳しくは(公財)産業廃棄物処理事業振興財団のHPをご覧ください。

<https://www.sanpainet.or.jp/joseikin/>

事業の進め方

① 参加申込

QRコードまたはURLから申し込みます。

<https://questant.jp/q/AO8DWIA2>

11/7〆切



② 「見積書」受取り

収集運搬業者から「見積書」の送付があります。

11月下旬



③ 「助成金」の申請※4

【問合せ先】(公財) 産業廃棄物処理事業振興財団

インターネットで助成金の申請を行います。

対象者のみ



12月中

④ 処理委託契約、回収実施

収集運搬業者・処分業者と契約し、回収※5・処理を実施します。

1月～2月



⑤ 処理料金の支払い

請求書が届いたら、収集運搬料金と処分料金を支払います。

2月～3月



⑥ 報告書提出・助成金受取

インターネットで実績報告書を提出し、助成金を受け取ります※6。

対象者のみ



※4 助成金の申請は自ら行っていただきます。助成金の交付決定まで、申請から1カ月程度かかるため、年内に申請いただく必要があります。

※5 回収の日程は別途調整いたします。回収時には立ち会いが必要です。

※6 助成金の受取には実績報告書の提出が必要です。実績報告書提出後、助成金の受け取りまで1カ月程度かかります。

◆本事業の実施者◆



経済産業省

Ministry of Economy, Trade and Industry

GXグループ 環境管理推進室

◆お問い合わせ先(事業請負者)◆

株式会社環境管理センター 環境政策部 小西・草柳・望月

TEL042-673-0503

✉ecc_kikaku@kankyo-kanri.co.jp

◆事業協力◆

沖縄県環境部環境整備課

TEL098-866-2231

那覇市環境部環境政策課

TEL098-951-3231

(一社)沖縄県産業資源循環協会

TEL098-878-9360

PCB機器の処理促進について
(経済産業省ホームページ)

https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/kankyokeiei/pcb/index2_2.html

